

別紙

特別措置の内容について

1 内容

2021年1月において、インバランス料金単価が200円/kWhおよび市場価格の水準を越えた部分の負担額に応じて、需要バランシンググループごとに、将来の託送料金から毎月定額を差し引く形で調整を行う。

2 適用対象の事業者

2022年2月15日から3月15日の間に当社へ申請のあった小売電気事業者（申請日までに支払期日を迎えているインバランス料金を支払いされている場合に限る。）

3 適用期間

2022年4月分の託送料金から9月分までの原則6か月

4 特別措置の申請方法等

2022年2月15日から3月15日までの間に当社ネットワークサービスセンターへ所定の様式により申請。

5 問い合わせ窓口

この特別措置に関する問い合わせ窓口は、以下のとおり。

関西電力送配電株式会社 ネットワークサービスセンター

TEL：06-7501-0695

以上